（別表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | | | 作業基準 |
| 新設・改造 | 給水装置工事 | | 道路部分を含み、給水装置の新設・増設・改造・撤去の工事を一括して施工することができる。 |
| 修繕 | 水漏れや故障の修繕・取替（屋内） | トイレ（ボールタップ等） | 屋内において、トイレの異常・故障に関する一連の修繕作業を施工することができる。 |
| 蛇口（混合水栓等） | 屋内において、多種多様な蛇口の異常・故障に関する一連の修繕作業を施工することができる。 |
| 屋内配管 | 屋内において、配管の異常・故障に関する一連の修繕作業を施工することができる。 |
| 屋外給水管の修繕（掘削等を伴うもの） | | 屋外において、掘削を伴う給水管の修繕作業（止水作業含む）を施工することができる。 |
| 給水設備（受水槽・ポンプ及びその他の付属設備）の修繕 | | 受水槽や増圧ポンプ等の多種多様な給水設備の修繕作業を施工することができる。 |